

あなたの遺言書、  
法的に有効ですか!?

# その遺言書では

# ダメ です!!

間違った遺言書の  
書き方してないですか!?

## あなたに起こる相続や 遺言のトラブルを防止します!!

「私が亡くなった後、この財産はどうなるのかしら? 相続税はいくら位かかるのかしら?」と、日頃から考えている方はたくさんいます。けれど、いざ文章にしようとする、「どうやって書けばいいかしら?」「これで、本当に大丈夫かしら?」と悩みは尽きません。

この機会に、このような悩みを解決する糸口を見つけましょう。



### おじいちゃんが 突然亡くなってしまった。 どうしよう!?

● 遺言書がない場合 または 遺言書が「法的に」無効な場合



そんなトラブルが  
生じないためにも



● 法的に有効な遺言書を作成し、トラブル防止!



## 遺言書作成・ご相談は、行政書士へ! 「2月22日は、行政書士記念日です!!」



講座では、みなさんの  
疑問・相談をわかりやすく解説!!

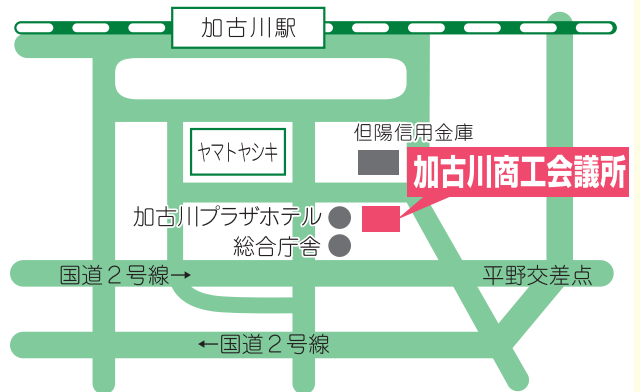
**日時** 平成25年 **2月20日(水)**  
14:00~16:30 受付 13:30~

**会場** 加古川商工会議所 大会議室4階

**参加費** 無料 (定員 100名)

**講座内容** 「その遺言書ではダメです!!」

- 第一部** 「遺言書」の作成  
講演：公証人 仲田稿次氏  
(14:30~15:30)
- 第二部** 「相続税の基礎知識」  
講演：税理士 山谷 学氏  
(15:45~16:30)



# ごあいさつ

兵庫県行政書士会加古川支部  
支部長 山下 智子

行政書士制度の起源は江戸時代と言われております。明治5年の太政官達「司法職務定制」、大正9年の代書人規則を経て、昭和26年2月22日に行政書士法が制定され公布されました。その後、昭和35年5月の法改正を受けて、加古川支部は昭和36年10月1日に創立いたしました。

爾来行政書士法の目的である「行政書士は業務をとおして行政手続の円滑な実施と、あわせて国民の利便に資すること」に励んでまいりました。

加古川支部に現存する資料を確認したところ、当初は、兵庫県行政書士会加印支部の名称で支部会員数19名で発足し、昭和53年、印南郡志方町が加古川市に合併したことにより支部の名称を加古川支部に変更し、現在134名の会員が各分野において活躍しております。

行政書士は、「街の法律家」として市民の生活の中に、ようやく定着してまいりましたが、それぞれの行政書士が新たな業務を開拓し、また切磋琢磨し、市民皆様の利便に応えられるよう努めていかなければなりません。市民の皆様には、暮らしの中で「??」と思ったときは、私達行政書士を思い出していただければ、必ずお役に立てると信じております。



## ～ 第一部 講演 ～

加古川公証役場 公証人 仲田 稿次

経歴；元大阪高等検察庁事務局長  
平成21年7月1日付け 加古川公証役場公証人

公証役場のことをご存じない方が多いかと思っておりますので、公証役場のご案内をさせていただきます。

公証役場では、公正証書によるご遺言を作成させていただくほか、任意後見契約、尊厳死宣言の公正証書、不動産の賃貸借契約、お金の貸し借りに関する金銭消費貸借契約や債務弁済契約等の公正証書を作成させていただいています。そのほか、株式会社や一般社団法人の設立の際に作成される定款の認証、合意書などいろいろな取り決めなどを記載した書面の署名が本人の署名であることを認証させてもらったり、作成された文書に確定日付を押印して、その日にその文書が存在したということの証明もさせてもらっています。

契約内容や文書の内容に違法、無効な事項がなければ、公正証書を作成したり、署名を認証したり、確定日付を押印したりさせていただきます。

相談は無料ですので、お気軽に相談においでください。



## ～ 第二部 講演 ～

税理士 山谷 学

経歴；昭和57年 3月 同志社大学卒業  
昭和61年12月 第36回税理士試験合格  
昭和62年 3月 山谷 学税理士事務所開業  
平成5年5月～9年5月 近畿税理士会加古川支部幹事  
平成13年5月～現在 稲美町商工会監事、その後理事  
平成19年5月～23年5月 近畿税理士会加古川支部幹事